の合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の総会の決議を行った場合　当該総会の決議の日

ロ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合　当該決議のあった日

ハ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結した場合　責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあっては、最も遅い日）

二　［略］

2　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第八項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

の合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の総会の決議を行った場合　当該総会の決議の日

ロ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合　当該決議のあった日

ハ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合　当該決議のあった日

二　［略］

2　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第八項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

（役員のために締結される保険契約）

第十八条の二　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の六第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する輸出組合又は輸入組合を含む保険契約であって、当該輸出組合又は当該輸入組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該輸出組合又は当該輸入組合に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二　役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第十九条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十九条において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二　［略］

［新設］

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第十九条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十九条において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二　［略］